

令和8年度
東京都働きやすい職場環境づくり
推進専門家派遣

「専門家派遣」を 希望する企業を 募集します

無料

お悩みを専門家に
ご相談ください!



募集期間

令和8年 令和9年 消印有効
4/1 WED → 1/31 SUN

※上記期間中であっても、申請数が予定件数に達した際には受付を締め切らせていただきます。
※1回の申請で複数の取組メニューを選択いただくことができます。
※過年度に利用した取組メニューについても、再度お申込みいただくことが可能です。

派遣期間

派遣を決定してから
令和9年3月31日(水)まで

申請方法

オンラインまたは郵送
※詳しくは裏表紙「申請方法」をご確認ください。

派遣回数

取組メニュー **1** **2** **3** 各最大5回
※最大3メニューまで選択でき、最大15回派遣を受けることができます!

1回あたりの派遣時間

原則30分以上2時間以内

東京都では職場環境の整備について、
専門家(社会保険労務士・中小企業診断士)を無料で派遣します!!

相談できるメニュー

取組メニュー ※複数の取組メニューを選択することができます		実施回数
メニュー1	働きやすい職場環境づくりに関すること 次のア～キの項目から選択(複数選択可) ア)育児と仕事の両立推進に関する事 イ)介護と仕事の両立推進に関する事 ※ ウ)病気治療と仕事の両立推進に関する事 エ)非正規労働者の雇用環境の改善に関する事 オ)働き方・休み方の改善に関する事 カ)ハラスメントの防止対策に関する事 キ)その他雇用環境整備の推進に関する事 ※介護の対象には、障害のある子や医療的ケア児も含まれます。	最大 5回
メニュー2	賃金制度・賃上げに関する事	最大 5回
メニュー3	フリーランスの就業環境の整備に関する事 ※フリーランスの方からの相談は受け付けておりません。	最大 5回

専門家派遣の流れ

- 1. 申請** 本社所在地（または都内事業所）を管轄する東京都労働相談情報センター・各事務所（裏表紙「申請方法」参照）へ、必要書類をオンライン申請または郵送でご提出ください。
- 2. 職場事前訪問** 東京都の職員が、課題等についてヒアリングを行います。
- 3. 派遣決定** 専門家の派遣を決定し、通知いたします。
- 4. 専門家派遣** 専門家が企業に訪問し、助言を行います。
※オンラインによる助言も可能です。
- 5. 派遣の終了** 全派遣終了後1か月以内に取り組結果報告書をご提出ください。
令和9年3月に終了した場合は、令和9年4月10日までにご提出ください。



※事前訪問から専門家派遣までは、おおむね1か月程度かかります。（申請状況によってはそれ以上かかる場合もありますのでご了承ください。）
※提出された書類は返却しませんので、ご了承ください。



Q 本当に無料ですか？

A 企業様の負担はありません。専門家への支払いは東京都が行います。

Q 申請にはどのような書類が必要ですか？

A 申請に必要な書類は「申請書」と「働きやすい職場環境づくり推進取組計画」の2枚です。（様式はHPからダウンロードできます。）
オンライン申請の場合は、裏表紙「申請方法」をご確認ください。

Q 「職場事前訪問」では何をしますか？

A 申請内容の確認や、企業様の現状の雇用環境について簡単な質問をさせていただきます。特にご用意いただくものではありません。

Q 顧問契約を結んでいる専門家を指名することはできますか？

A 顧問の専門家や、顧問契約は結んでいないけれどもお付き合いのある専門家をご指名いただくことも可能です。ただし、東京都社会保険労務士会または一般社団法人東京都中小企業診断士協会の会員である専門家に限ります。顧問の専門家を指名する場合は、取り組む内容が顧問契約の業務内容に含まれているとお受けできませんので、ご注意ください。
※顧問の専門家を指名する場合は、申請時に顧問契約書の写しをご提出ください。
※専門家を指名する場合は、申請前に専門家の内諾をお取りください。

Q 国や自治体の助成金の申請について助言をしてもらうことはできますか？

A 申請先を問わず、助成金・奨励金等の申請に関わる助言等はいりません。なお、働きやすい職場環境づくり推進奨励金に取り組む場合、ご注意ください。
▶詳しくは「TOKYOはたらくネット」をご確認ください。

Q 就業規則の改訂などについても専門家に任せられるのでしょうか？

A 専門家にすべてをお任せすることはできません。専門家のアドバイスを基に、企業の方に主体的に取り組んでいただきます。
※就業規則などの作成代行を専門家に依頼することはできません。

Q オンラインで助言を受けることはできますか？

A オンラインでの助言にも対応しております。詳細はお問合せください。



こんなお悩みは
ありませんか？

取組事例

1 2 3

専門家と一緒に
解決しましょう！！

取組
メニュー 1

働きやすい職場環境づくりに関すること

ア 育児と仕事の両立推進に関すること

- 男性社員が育児休業を取りやすくなるような取り組みを始めたい。
- 育児中の社員に、子連れ出勤の導入を検討している。



イ 介護と仕事の両立推進に関すること

- 育児・介護休業規程を見直したい。
- 介護休業を取得中の社員に、介護に係る経費の補助を検討している。



※介護の対象には、障害のある子や医療的ケア児も含まれます。

ウ 病気治療と仕事の両立推進に関すること

- 病気治療中の社員が働き続けられる環境を整えたい。
- 不妊治療休暇制度や、病気治療経費の補助制度の導入を検討している。

エ 非正規労働者の雇用環境の改善に関すること

- パートタイマー用の就業規則を整備したい。
- 無期転換ルールについて知りたい。
- 正社員転換制度の導入を考えている。

オ 働き方・休み方の改善に関すること

- 在宅勤務やテレワーク制度を取り入れたい。
- 残業時間の削減・年次有給休暇の取得促進のためのアドバイスが欲しい。
- 部下の労働時間を適切に把握し、管理していきたい。



カ ハラスメントの防止対策に関すること

- 職場のハラスメントを防止するため、規程を作りたい。
- ハラスメント防止のための社内研修を実施したいので、アドバイスが欲しい。

※当事業で専門家に研修講師を依頼することはできません。

キ その他雇用環境整備の推進に関すること

- 就業規則の見直しを行いたい。
- ストレスチェック制度について知りたい。



取組
メニュー 2

賃金制度・賃上げに関すること

- 人事考課制度や賃金制度について見直したい。
- 賃上げの手法や事例を知りたい。

取組
メニュー 3

フリーランスの就業環境の整備に関すること

- 発注者として、フリーランスの育児介護等との両立やハラスメント防止対策に必要な相談体制や規定について知りたい。

※フリーランスの方からの相談は受け付けておりません。

申請要件

申請を希望する企業(個人事業主も含む。)は、下記の要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 都内で事業を営んでいること。
 - (2) 常時雇用する労働者の数が300人以下の企業又は一般社団法人、一般財団法人等であること。
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。
 - (4) 東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第2号に規定する暴力団に該当しないこと並びに法人その他の団体の代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員が、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者に該当するものではないこと。
 - (5) 働きやすい職場環境づくり推進取組計画を策定し、取り組む予定があること。
- ▶その他詳細は「TOKYOはたらくネット」をご確認ください。

申請方法

1 オンライン申請

「LoGoフォーム」から申請いただけます。

※「LoGoフォーム」とは、地方公共団体等が公式サービスとして提供する電子申請サービスのシステム名称です。株式会社トラストバンクが開発・提供を行っています。事前に「LoGoフォーム」にてアカウントの作成を行う必要があります。

詳細は、東京都産業労働局雇用就業部ホームページ

「TOKYOはたらくネット」をご覧ください。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/koyoukankyo/senmonka-haken/>



2 郵送による申請

お問合せ先・申請窓口

事務所	住所	電話番号	管轄地域
労働相談情報センター(飯田橋)	〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター9階	03(5211)2248	千代田区、中央区、新宿区、渋谷区、中野区、杉並区、島しょ
大崎	〒141-0032 品川区大崎1-11-1 ゲートシティ大崎 ウエストタワー2階	03(3495)8250	港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区
池袋	〒170-0013 豊島区東池袋4-23-9	03(5954)6505	文京区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区
亀戸	〒136-0071 江東区亀戸2-19-1 カメラプラザ7階	03(3682)6321	台東区、墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区
多摩	〒190-0023 立川市柴崎町3-9-2 6階	042(595)8790	多摩地域の市町村全域 八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、西多摩郡

※本社所在地と派遣先所在地が異なる場合は、原則として派遣先所在地の管轄地域がお問合せ先・申請窓口になります。

※詳細は、東京都産業労働局雇用就業部ホームページ「TOKYOはたらくネット」

(<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/koyoukankyo/senmonka-haken/>)をご覧ください。

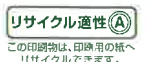
東京都では、就職の機会均等を確保するために、本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を実施するよう事業主の皆様のご理解とご協力をお願いしています。詳細は、<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/kosei/> をご覧ください。



女性活躍の輪
Women in Action

登録番号(7)31

2026.3



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。